広報委員会　規程

（目的）

第１条　広報委員会（以下、委員会）は、本学会内の諸委員会と連携し、本学会運営に関わる事柄を学会員に通知することや、保育にかかわる情報を会員および保育界に提供することを通して、本学会の目的達成に寄与することを目的とする。

（業務）

第２条　委員会は前条の目的を達成するために、次のことを行う。

（１）本学会が発行する会報を企画・編集する。

（２）本学会の開設するホームページを運営・管理する。

（３）その他、会員の情報交換および保育界への情報提供に関わる業務を行う。

（委員会の構成）

第３条　委員会は、次の者をもって構成する。

（１）委員長　　１名

（２）委員　　７名

（３）専門委員　必要のある場合はおくことができる。

（委員長および委員の選出）

第４条　委員長は、会長指名とする。

２．委員長の任期は、１期２年とする。但し、委員会の要請がある場合は再任することができる。その場合は、任期は２期までとする。

３．委員は、理事・評議員以外の会員から各地方区の理事が推薦し、委員長が指名、 理事会の承認を得て会長が委嘱する。

４．委員の任期は、１期２年とし再任は妨げない。但し、委員会の要請がある場合は再任することができる。その場合は、任期は２期までとする。

５．委員がやむをえぬ事情により任期満了以前に辞任した場合、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６．専門委員については、委員会が理事・評議員以外の会員から推薦し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

７．専門委員の任期は、１期２年以内とする。

（職務）

第５条　委員長および委員は、次の業務に従事する。

（１）委員長は、事業を統括する。

（２）委員長は、委員会を招集し議長となる。

（３）委員は、事業内容を立案し、事業計画を立てる。

（４）委員は、事業計画に基づき、事業を実施するための業務を行う。

（５）委員長は、事業の遂行のため業務の一部を委員・専門委員以外の者に委嘱することができる。

（６）専門委員は、委員会の事業に必要な協力・助言を行う。

（会議録の作成）

第６条　委員会会議録は委員会で作成し、学会事務局に保存する。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、学会事務局員の協力を得て行う。

（改廃）

第８条　本規程の改廃は、委員会の議を経て理事会が行う。

附則　本規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

一部　平成 22 年 10 月 2 日 改正

一部　令和 5（2023）年 4 月 15 日 改正

一部　令和 8（2026）年 2 月 28 日 改正